

# 所有者不明土地<sup>(※)</sup>の解消に向けて、不動産に関するルールが大きく変わります！

※登記簿を見ても所有者が分からぬ土地の面積は、全国で九州本島の大きさに匹敵するともいわれています

## 令和6年4月1日から相続登記の申請が義務化<sup>(※)</sup>されます！

※正当な理由がなく義務に違反した場合、10万円以下の過料が科されることがあります

- 今から相続した土地・建物の相続登記をしましょう！  
今なら、相続登記の免税措置も、拡大されています
- 相続の際、遺産分割をちゃんと済ませましょう！
- 登記の手続は、法務局のホームページをご覧ください
- 相続・登記の専門家への相談も、ご検討ください



Q

令和6年から始まる義務化は、私に関係があるの？  
今からできることは、あるの？

A

相続登記の申請の義務化は、令和6年4月1日に始まりますが、それ以前の相続でも、不動産（土地・建物）の相続登記がされていないものは、義務化の対象になります。

それぞれのケースに応じ、相続人（ご遺族）で、必要な遺産分割を行い、今から、相続登記を速やかに行なうことが、重要です。

相続登記を促進する税制上の措置（100万円以下の土地の相続登記申請の免税措置等）も令和4年4月から、拡充されています。

（新しい税制措置は、法務省ホームページで詳しく掲載しています）



Q

相続登記の申請って大変じゃないの？  
どのような手続をとればいいの？

A

不動産の所有者が亡くなった場合の登記手続は、不動産の所在地の法務局（登記所）に申請して行います。

手続は、①遺言書による相続の場合、②遺産分割協議による相続の場合（相続人全員で話し合いをする場合）、③法定された割合による相続の場合（民法に定められた相続割合で相続する場合）など、ケースにより、必要な登記や書類が異なります。

必要な登記の種類は、法務省ホームページでもご案内しています。

（法務省ホームページ「不動産を相続した方へ～相続登記・遺産分割を進めましょう～」をご覧ください）



新制度について詳しくは以下の  
「法務省 所有者不明」で検索！  
二次元コードか



我が家のこと、家族みんなで話してみよう。



空家等対策の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律が令和5年12月13日より施行されました。

空き家は放置せず、「仕舞う」「活かす」で住みよい街に。  
除却 活用

特定空家に加えて管理不全空家も指導・勧告の対象となりました。

＼＼空き家発生！／／



管理不全空家  
窓や壁が  
破損しているなど、  
管理が不十分な状態。



特定空家  
そのまま  
放置すると倒壊等の  
恐れがある状態。



市区町村からの指導に従わず、勧告を受けてしまうと固定資産税の軽減措置が受けられなくなります。

固定資産税等の軽減措置の対象外

空き家の対処に困ったら、早めに空き家のある市区町村の窓口、または不動産・相続などの専門家へ相談を。

空き家対策に関する情報はホームページをご覧ください。

Q 空き家対策 国土交通省